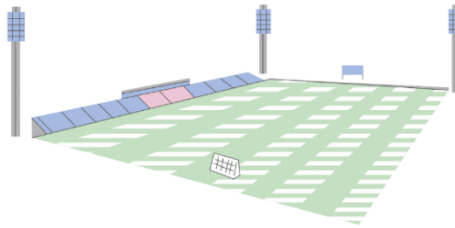




北区シティブランディング事業助成金

助成金募集要項・申請の手引き



令和8(2026)年度版

イベント講座&助成金説明会を開催します！

2500本以上のイベント・セミナーの企画・運営・進行に携わってきた前野氏による「みんなでつくる地域の未来！イベント企画・運営の基礎講座 ～地域の魅力を最大化！イベントでファンプライドを実現しよう～」を開催！
本助成金の説明会も併せて実施いたします。

日時：令和8年4月23日（木）9時45分～11時45分

会場：北とぴあ7階第2研修室 詳細は5,6ページへ



株式会社ホットスケープ
代表取締役 前野伸幸氏

目次

第1 北区シティブランディング事業助成について.....	3
第2 助成の対象について.....	3
第3 助成の流れについて.....	4
第4 助成の概要について.....	6
第5 申請できる団体について.....	9
第6 申請について.....	9
第7 審査について.....	10
第8 交付決定について.....	13
第9 実績報告について.....	13
第10 助成事業の周知について.....	13
第11 その他の留意点について.....	14

第1 北区シティブランディング事業助成について

北区では、北区に価値を感じる人を増やし、多くの方に人生の選択肢として「選ばれるまち」になることを目指して、シティブランディング戦略を推進しています。その一環として、「北区が好き」と感じる北区ファンの増加およびファンプライドの醸成につながる事業に対して、区が金銭面で助成をするものです。

第2 助成の対象について

北区ファンの増加およびファンプライドの醸成を目的として、イベント等を実施する事業を対象とします。

事業例

- ・地域資源を活用し、地域の賑わいづくりや交流の場を創出するとともに、多くの方に北区の魅力を伝えることができるイベントを実施する。
- ・北区を舞台としたまち歩きツアーを実施するとともに、参加していない人にも北区の魅力が伝わるように、リーフレットや動画などの作成、SNS における発信などを併せて実施する。
- ・北区の魅力発信、及び知名度向上につながる PR 動画を作成し、YouTube やデジタルサイネージ等、様々な媒体で戦略的に発信するほか、継続して動画を配信できる仕組みを構築する。

また、実施する事業は以下にあてはまるものとします。

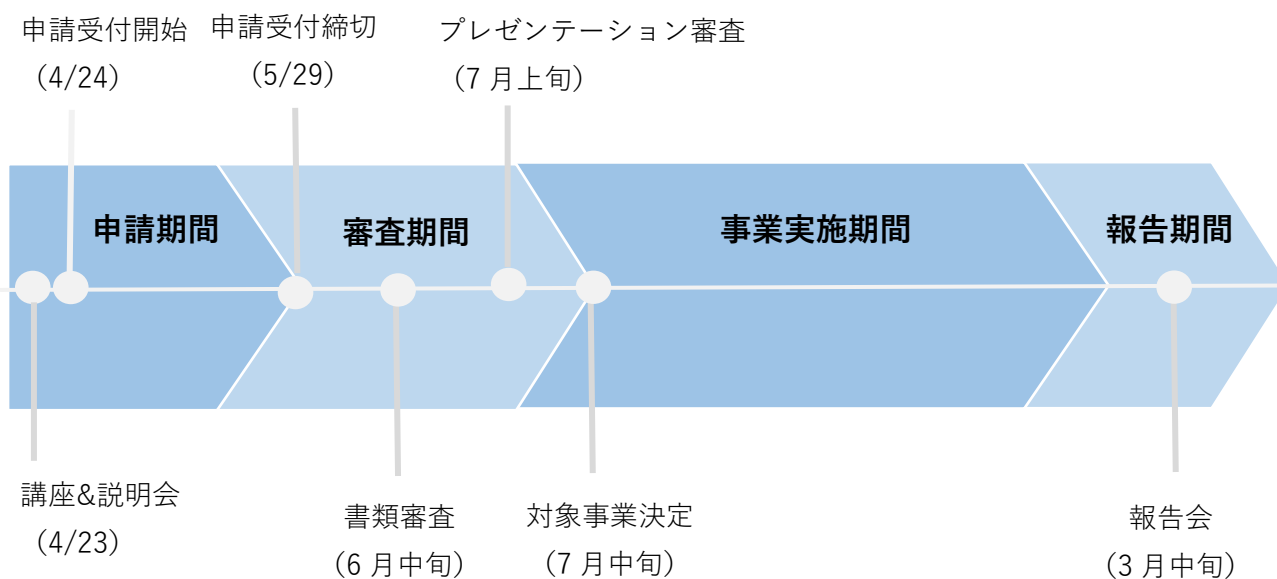
- ・継続性のある事業
- ・以下のいずれか、もしくは両方を目的とした事業
 - ①北区の魅力を区内外に発信し、認知度の向上及びイメージの定着を図ることを目的とした事業
 - ②北区への愛着、誇りを育むことや、地域への当事者意識を高めることを目的とした事業

なお、次に当たる事業は助成の対象から除きます。

- ①宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ②反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ③区から本助成金以外の助成等を受けている事業
- ④区又は区以外の地方自治体又は国が行う助成等を受けている事業
- ⑤上記に定めるもののほか、区長が本助成金を交付することを適当でないとする事業

第3 助成の流れについて

1 助成の流れ



2 スケジュール

日程	内容
令和8年4月23日(木)	イベント講座・助成金説明会
4月24日(金)	申請受付開始
5月29日(金)	申請受付締切
6月中旬	書類審査
7月上旬	プレゼンテーション審査
7月中旬	助成事業の決定・公表
随時	助成事業実施（助成金事業報告会の前日までに事業を完了し、報告書等を提出すること） 助成金の請求・交付（事業終了後、報告書の提出を受け、助成金を交付します）
3月中旬	助成金事業報告会

3 イベント講座・助成金説明会について

本助成金の活用を検討されている方に向け、2500本以上のイベント・セミナーの企画・運営・進行に携わってきた株式会社ホットスケープの代表取締役 前野 伸幸氏による、イベント開催時の企画や運営などの基本的な知識を全般的に学べるセミナーと、本助成金の説明会を同日開催します。「イベントをやりたいけどやり方がわからない」、「何らかの方法で地域を盛り上げたい」、「北区の魅力を発信したい」など、少しでも興味がありましたら、お気軽にご参加ください。

(1) 日時

令和8年4月23日(木) 午前9時45分～11時45分

- ①「みんなでつくる地域の未来！イベント企画・運営の基礎講座 ～地域の魅力を最大化！イベントでファンプライドを実現しよう～」

9時45分～11時15分

- ②「北区シティブランディング事業助成」説明会

11時15分～11時45分

(2) 場所

北とびあ7階第2研修室

(3) 内容

- ①「みんなでつくる地域の未来！イベント企画・運営の基礎講座 ～地域の魅力を最大化！イベントでファンプライドを実現しよう～」

イベント開催時の企画や運営などの基本的な知識を全般的に学べるセミナーです。目的の整理や運営のポイント、トラブル時の対応など体系的に理解できます。

1. 地域イベントの意義と目的

- ・地域イベントの役割
- ・アイランダーサミット石垣の事例
- ・持続可能なイベント設計

2. イベント企画の基本ステップ

- ・イベントの目的設定と具体的な成果の定義
- ・さまざまなイベントの種類
- ・ターゲット層の設定

3. イベントの企画・運営

- ・スケジュール作成と予算管理
- ・会場選びのポイント
- ・運営マニュアルの具体例
- ・リスク管理

4. 集客と広報

- ・地域との連携
- ・イベントの広報・発信

講師：株式会社ホットスケープ代表取締役 前野 伸幸 氏



多くの大手企業からカンファレンス・各種セミナー・イベントを直接受注。企画・進行・運営をワンストップで数多く手掛けている。その一方で、イベント・MICE 施設のコンサルタント・運営でも多くの実績を残す。虎ノ門ヒルズフォーラム・丸ビルホールなどに関わる。昨今はイベントの DX 化や地域創生・社会課題解決をテーマにしたイベントも多く手掛ける。

②「北区シティブランディング事業助成」説明会

本助成金事業について、概要、事業の流れ、申請方法などについて、シティブランディング戦略課からご説明させていただきます。

(4) 応募

電子申請（申込順）

※定員：60名

※下記 URL または右記コードより申込

URL：<https://logoform.jp/form/VNHo/1507896>

※席に空きがある場合、当日参加も可とします。



申請はこちら

(5) YouTube アップロード

当日の参加が難しい方に向け、後日 YouTube 北区公式チャンネルでもアップロードします。

第4 助成の概要について

1 助成の内容

(1) 助成金額

1 事業につき、上限 100 万円とします。

(2) 助成率

助成対象経費の 3 分の 2 とします。

(3) 助成回数

1 団体につき、3 回までとします。

※助成金の応募は 1 年度につき、1 回とします。

(4) 助成件数

概ね 5 件程度を予定しています。(予算の範囲内で対応)

2 対象となる経費

助成の対象となる経費は、(1) 報償費、(2) 保険料、(3) 需用費、(4) 役務費、(5) 委託料 (6) 使用料又は賃借料、(7) 旅費 (8) その他の経費で、当該申請事業を実施するために必要な経費とします。詳しくは、下表を参照ください。なお、団体の運営にかかる経費 (例：事務局経費)、ポイント利用分は、助成対象外です。

助成対象経費	助成対象経費の例	助成の対象とならない経費の例
各経費共通	助成の申請をした事業を実施するために必要な経費	※申請者の団体運営にかかる経費 ①事務所関係の経費 スタッフ人件費、家賃、光熱水費、電話等の通信費、各種維持管理費、OA 機器・家具・什器類の購入費 ②各種事務経費 総会・役員会のための事務費、上部団体への加盟費 ③反省会・懇親会等にかかる経費 ④寄付行為に要する費用 (寄付金やその振込手数料等)
(1)報償費	講演・講座・講習等の講師謝礼、運営スタッフへの謝礼 ※団体の会員や社員外であることが助成対象の条件です。 ※講師の交通費が必要な場合は、謝礼金に含めてください。	※団体内部 (団体の会員や社員と生計が同一の家族を含む。) の講師・指導者・事業従事者への謝礼
(2)保険料	事業の実施にかかる保険料 ※助成対象となる事業のうち、活動内容についての保険契約を対象とします。 ※保険料の振込手数料は、「(8) その他の経費」に含まれます。	※団体の運営全体についての保険契約にかかる費用 ※団体の所有 (管理) する自動車の賠償責任保険や建物の火災保険・地震保険等にかかる契約の費用
(3)需用費	各種消耗品、資材等の購入費 ※助成対象とする事業のために購入するものに限ります。 ※事業の性格を形づくる食材費 ※コピー用紙の購入代、プリンタインク代も含みます。 チラシ・パンフレット類の印刷費等 ※助成対象とする事業の案内・周知を主としたチラシ・パンフレットに限ります。	※遊興費、ガソリン代 ※団体として活動内容を写真・映像等を記録するための物品の購入、撮影、現像、印刷等に要する経費 ※助成対象事業の案内・周知に限定しない団体の活動一般を広報するような作成物にかかる費用 (チラシ・パンフレット・各種印刷物等) ※助成対象事業に関する報告集や感想文集等の作成・発行に要する費用 ※機器の購入経費

(4) 役務費	翻訳料・筆耕料等 通信費・運搬費等 ※助成対象事業の実施に必要な 切手代、小包送料等	
(5) 委託料	イラスト・ロゴ・デザイン等の 外部委託費	
(6) 使用料又は賃借料	機器の使用料・賃借料等 車両・物品・器具のレンタルリ ース料等 ※イベント会場の借り上げ費用 ※イベント実施のためのレンタ カー借り上げ代 ※バスの借上料も対象	※事務所の家賃等にかかる費用
(7) 旅費	打ち合わせ等の移動のために要 した交通費	※電子マネーへのチャージにかかる費用
(8) その他の経費	その他事業の実施に当たって必 要な経費 ※上記(1)～(7)に該当しない経 費については、個別に判断し 助成額を決定します。	

第5 申請できる団体について

申請できる団体の詳細は、次のとおりです。

1 住民団体

住民が自主的に組織する非営利の団体のうち次に掲げる要件を全て満たすもの。

例として、町会・自治会、サークルなど。

- (1) 規約及び会員名簿等を有すること。
- (2) 希望者が任意に加入又は脱退をすることができる等団体の運営が民主的に行われていること。
- (3) 公益活動を1年間以上実施した実績を有し、継続的かつ計画的に活動を行っていること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を主な目的としていないこと
- (5) 暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと。

2 事業者

事業活動を行う個人又は法人で、次に掲げる要件を全て満たすもの。例として、個人事業主、企業、一般社団法人、NPO法人など。

- (1) 政治活動又は宗教活動を主な目的としていないこと
- (2) 暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと。
- (3) 当該個人又は法人について公租公課の滞納がないこと。
- (4) 北区の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。

3 事業者連携による団体

商店街、商店街連合会その他事業者が自主的に組織する団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 規約及び会員名簿を有すること。
- (2) 希望者が任意に加入及び脱退をすることができる等団体の運営が民主的に行われていること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を主な目的としていないこと
- (4) 暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 団体の構成員に北区の競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者がいないこと。

第6 申請について

1 申請期間

令和8年4月24日（金）～5月29日（金）

2 提出書類

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 交付申請者概要書（第2号様式）
- (3) 事業実施計画書（第3号様式）
- (4) 事業収支予算書（第4号様式）
- (5) 上記のほか、申請者ごとに次頁表の書類

申請者の種別	必要な書面
住民団体	①団体規約 ②会員名簿 ③団体の活動の実績が確認できる書面 ※会報やホームページの写し等
事業者	①定款（法人のみ） ②役員名簿（法人のみ） ③会社概要等活動の実績が確認できる書面 ※ホームページ写し、チラシ等
事業者連携による団体	①団体規約 ②会員名簿 ③団体の活動の実績が確認できる書面

3 申請方法・申請先

(1) 申請方法

電子申請

(2) 申請先

下記 URL または右記コードより申し込み

URL：<https://logoform.jp/form/VNHo/1507946>



申請はこちら

※本助成金の申請は、イベント講座・助成金説明会への参加、または YouTube アップロード版の視聴を必須とします。(5,6 ページを参照)

第7 審査について

1 審査方法

(1) 書類審査

提出書類をもとに審査し、プレゼンテーション審査に進む団体を決定します。プレゼンテーション審査に進めるのは最大 8 団体とします。

※11 ページの審査基準（書類審査）をもとに審査します。

(2) プレゼンテーション審査

PowerPoint 等を活用して事業を説明していただきます。説明時間は 1 団体につき、10 分以内とします。なお、発表後は審査員による質疑応答がございます。

※12 ページの審査基準（プレゼンテーション審査）をもとに審査します。

※プレゼンテーション審査にご出席いただけない場合、助成金の申請は無効となります。

2 内容審査（審査基準）

審査基準（書類審査）		配点	
1	シティブランディング戦略推進性 (1)北区の魅力を区内外に発信し、北区の認知度向上及びイメージの定着につながる事業であるか。	非常にそう思う	10
		ややそう思う	8
		どちらともいえない	6
		あまりそう思わない	4
		全くそう思わない	2
	(2)北区への愛着、誇りを育むことや、地域への当事者意識を高めることを通じて、ファンプライドの醸成に繋がる事業であるか。	非常にそう思う	10
		ややそう思う	8
		どちらともいえない	6
		あまりそう思わない	4
		全くそう思わない	2
2	継続性 翌年度以降も継続できる見込みがあり、自走可能な道筋が立てられている事業であるか。	非常にそう思う	10
		ややそう思う	8
		どちらともいえない	6
		あまりそう思わない	4
		全くそう思わない	2
3	事業の実行可能性 計画全体（実施体制、事業計画、スケジュール）が合理的かつ具体的であり、自己努力による資金確保がされている等、現実的な方法によりの確に実施することができるか。	非常にそう思う	5
		ややそう思う	4
		どちらともいえない	3
		あまりそう思わない	2
		全くそう思わない	1
4	経費の妥当性 事業を適切かつ的確に実施する上で、活動に見合った経費の見積もり（使途、金額等）がされているか。また、過大な積算を行った経費が含まれていないか。	非常に妥当である	5
		やや妥当である	4
		どちらともいえない	3
		あまり妥当でない	2
		全く妥当でない	1
評価点		点 / 40点	

審査基準（プレゼンテーション審査）		配点	
1	シティブランディング戦略推進性		
	(1)北区の魅力を区内外に発信し、北区の認知度向上及びイメージの定着につながる事業であるか。	非常にそう思う	10
		ややそう思う	8
		どちらともいえない	6
		あまりそう思わない	4
		全くそう思わない	2
	(2)北区への愛着、誇りを育むことや、地域への当事者意識を高めることを通じて、ファンプライドの醸成に繋がる事業であるか。	非常にそう思う	10
		ややそう思う	8
		どちらともいえない	6
		あまりそう思わない	4
		全くそう思わない	2
2	継続性 翌年度以降も継続できる見込みがあり、自走可能な道筋が立てられている事業であるか。	非常にそう思う	10
		ややそう思う	8
		どちらともいえない	6
		あまりそう思わない	4
		全くそう思わない	2
3	話題性 SNSやメディアに取り上げられるような話題性を兼ね揃えているか。	非常に話題性がある	5
		やや話題性がある	4
		どちらともいえない	3
		あまり感じられない	2
		話題性は感じられない	1
4	創造性 北区の魅力、特性を踏まえ、独創性溢れる視点や手法を駆使して事業を実施できる見込みがあるか。	非常にそう思う	5
		ややそう思う	4
		どちらともいえない	3
		あまりそう思わない	2
		全くそう思わない	1
5	事業の波及効果 事業が団体の関係者にとどまらず、広く区民や区外の方々を巻き込んだり、波及したりすることが期待できるか。	非常に期待できる	5
		やや期待できる	4
		どちらともいえない	3
		あまり期待できない	2
		全く期待できない	1
6	意欲・熱意 事業者として本事業に対する意欲・熱意が感じられるか。	非常に感じられる	5
		やや感じられる	4
		どちらともいえない	3
		あまり感じられない	2
		全く感じられない	1
評価点		点／50点	

第8 交付決定について

審査の終了後、「助成金交付決定通知書」又は「助成金不交付決定通知書」を発送します。なお、助成金の交付が決定した事業については、交付の条件が個別に付される場合があります。

なお、助成金額（予定）は申請額を基本としますが、審査又は予算枠の関係で減額する場合があります（助成対象外の経費が含まれる場合など）。

第9 実績報告について

1 実績報告書等の提出

助成事業が完了したときは、事業終了後 30 日以内（ただし、報告会の日まで 30 日以内に事業が完了する場合は、報告会の前日まで。※事前相談が必要です。）に、下記の書類を提出していただきます。

- ①実績報告書（第 9 号様式）
- ②事業実施内容報告書（第 10 号様式）
- ③事業収支報告書（第 11 号様式）
- ④領収書等助成対象経費の支出を証明できる資料
- ⑤写真等の事業実施を確認できる資料
- ⑥上記のほか、区長が必要と認める資料

2 助成金の支払い

助成金の額が確定したら、区から「助成金額確定通知書」を発送します。

通知が届きましたら、同封してある請求書及び口座振替依頼書等により助成金の振込請求をしてください。請求後、指定の口座への振り込みは、2～3 週間程度要します。

団体名・代表者肩書・代表者氏名は、一貫して同表記にしてください。

3 報告会の実施（3月中旬ごろ）

実施した事業について、各団体から 10 分程度で報告をいただきます。報告後は、講師からのフィードバックや、交流会を予定しています。詳細は助成金対象者あてに連絡いたします。

第10 助成事業の周知について

助成対象となった事業は、北区シティブランディング事業として認定し、SNS による事業周知及び北区 HP への掲載をいたします。なお、当該事業は、翌年度以降実施する場合も、当該年度に助成対象となっているかどうかに関わらず、周知協力をする予定です（周知協力する事業は、助成対象となった事業の継続事業であって、同様の趣旨で行われると区が判断できるものに限ります）。

第11 その他の留意点について

1. 助成事業の公表・情報公開

助成金を交付する団体名、事業名は、北区 HP 等で公表する予定です（不交付団体については、公表等を行いません。）。あらかじめご了承ください。

なお、申請に伴い提出していただいた書類等は、東京都北区情報公開条例に基づく情報公開請求の対象文書となります（公開の可否は、個別に判断することになります。）

2. 助成決定後の事業内容の変更・中止

助成決定後に事業実施日や事業内容を変更又は中止する場合、「事業変更・中止申請書」（第7号様式）の提出が必要になる場合があります。申請書類に記載した事業の変更・中止等が生じましたら、区の担当者と協議の上、必要書類を提出してください。なお、助成金の増額申請はできません。

3. 区による調査等

区は、必要に応じて、助成事業の実施状況について報告を求めたり、調査したりすることがあります。また、助成金の使途について検査をすることがあります。あらかじめご了承ください。

4. 助成金の交付取消し・返還・公表

助成団体が、次のいずれかに該当したときは、助成金交付決定の全部又は一部を変更又は取消しして、助成金を返還していただく場合があります。なお、助成金交付決定を取り消した場合は、団体名、代表者名、事業名、取消理由等を北区 HP 等で公表します。

- (1) 北区シティブランディング事業助成金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 「助成金交付決定通知書」に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 「第 11-3 区による調査等」を正当な理由なく拒んだとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか助成金を交付することが不相当であると区長が認めるとき。

5. 帳簿類の保存

助成事業に関わる収支を明らかにした帳簿や領収書、関係書類は 5 年間（令和 8 年度に助成金の交付があった場合は、令和 14 年 3 月末まで）、保管してください。

6. 連絡窓口について

この助成に関する区からの連絡は、団体の連絡担当者の方に行います。日中連絡の取れる連絡先をご記入ください。

7. 事業の実施期間について

事業の実施は助成金の交付決定（7 月中旬）があってから、助成金事業報告会（3 月中旬）の前日までの間に実施する（報告書等を提出を含む）ものとします。

また、申請の際には、準備期間や予備日等の日程も含めて事業の日程としてお考えください。

8. 助成事業に関する区民・メディア等からの問い合わせについて

助成対象となった事業に関する区民の方からの問い合わせ等については、区から連絡担当者の方に連絡します（あるいは、連絡担当者の方の電話番号等を、問い合わせしてきた方にお知らせします）ので、あらかじめご了承ください。

9. 各書類の作成について

(1) 様式・記入方法

書類の作成に当たっては、所定の様式を使用してください。様式については、ワード形式での書式を用意しています。

下記サイトよりダウンロードすることができます。

URL：<https://www.city.kita.lg.jp/city-information/pr/1014415/1019084/1019268.html>

(2) 申請団体等の名称

住民団体は、規約に記載した正式な名称で申請してください。

法人は、登記した名で申請してください。なお、事業者が申請する場合の申請者は、契約締結権限を有する者に限ります。